

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
自主点検表（従来型）

事業所番号	
事業所名	
所在地	
電話番号	
法人名	
法人代表者 職・氏名	
管理者名	
記入者 職・氏名	
記入年月日	令和 年 月 日

前橋市福祉部指導監査課

自主点検に当たっての留意事項

1 自主点検表の目的

この自主点検表は下記の省令、条例等に基づき作成しています。本自主点検表を用いて事業者自身が、自らのサービスの提供体制及び運営状況、サービス費用の算定方法についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的としています。

2 自主点検表の利用方法

【自主点検の実施時期】 最低でも年1回行うこととし、事業者自らが必要と思う時期に定期的に点検を行ってください。

【自主点検を行う者】 自主点検は事業所の管理者、法人の法令遵守責任者等、当該事業の運営について責任を負う者を中心に原則として複数の者で行うこととしてください。

【点検方法】 各項目の「評価事項」に対して、次の区分により「評価」欄に自主点検した結果を記入してください。

できている	・・・	A
一部できている	・・・	B
できていない	・・・	C
該当なし	・・・	=

※ 評価事項内にチェックボックス(□)を設けている項目については、あてはまるのものについてレ点を入れ(☑)、自主点検する際に活用してください。

【点検後の対応等】 点検を行った結果、評価欄が「B」または「C」に該当した項目については、原因分析を行うとともに、速やかに必要な改善策を講じてください。

なお、人員欠如や報酬請求上の基準欠如等、重大な事態が明らかになった場合は速やかに介護保険課まで連絡をしてください。介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の提出が必要な場合があります。

【点検結果の共有】 点検を行った結果及び改善事項については、事業所内研修等で全従業員と共有し、サービスの質の向上に活用してください。

【点検結果の保管】 作成した自主点検表及び改善経過がわかる書類については、適切に保管を行い、市が行う運営指導時等に求めがあった際には提示をお願いします。

3 摘要欄の表記(根拠法令等)

介護保険事業者は、介護保険法及び同法に定める基準等に従い、運営を行わなければなりません。「(介護予防)短期入所生活介護」の運営に際し、遵守すべき主な厚生労働省令、前橋市条例、通知等は以下のとおりです。

【法】 … 介護保険法(平成9年12月17日法律第123号)

【規】 … 介護保険法施行規則(平成11年3月31日厚生省令第36号)

【省】 … 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成11年3月31日厚生省令第37号)

《省》 … 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成18年3月14日 厚生労働省令第35号)

【報】 … 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

《報》 … 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成18年3月14日厚生労働省告示第127号)

【通】 … 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成11年9月17日 老企第25号)

- ・ 【通】第3-一-:「第3 介護サービス」-「一 訪問介護」
- ・ 【通】第3-六-:「第3 介護サービス」-「六 通所介護」
- ・ 【通】第3-八-:「第3 介護サービス」-「八 短期入所生活介護」
- ・ 【通】第4-三-6:「第4 介護予防サービス」-「三-6 介護予防短期入所生活介護」

【留】 … 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成12年3月8日老企第40号)

《留》 … 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号:別紙1)

【条】 … 前橋市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成24年12月14日条例第41号)

《条》 … 前橋市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(平成24年12月14日条例第46号)

※ 上記以外の根拠法令等は、根拠法令等の名称を記載しています。

第1 一般原則及び基本方針

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「居宅サービス」を「介護予防サービス」と読み替えて点検してください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 指定居宅サービスの事業の一般原則	(1) 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。 (2) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。 (3) 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。 (4) 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。 ※ 「科学的介護情報システム（LIFE）」に情報を提供し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。	() () () ()	〔条〕第3条 《条》第3条 〔通〕第3条―― 3(1)
2 指定短期入所生活介護の基本方針 ※介護予防について3(1)により点検してください	(1) 要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図っているか。	()	〔条〕第147条
3 指定介護予防短期入所生活介護の基本方針	(1) 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。	()	《条》第129条

第2 人員基準

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に読み替えて点検してください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要								
1 従業者の員数	(1) 医師 ① 1 以上	()	〔条〕 第148条 《条》 第130条								
	(2) 生活相談員 ① 常勤換算方法で、下表のように利用者の数（※1）が100又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 <table border="1"><thead><tr><th>利用者の数</th><th>必要となる生活相談員 （常勤換算方法）</th></tr></thead><tbody><tr><td>～100人</td><td>1以上</td></tr><tr><td>100人超～200人以下</td><td>2以上</td></tr><tr><td>200人超～300人以下</td><td>3以上</td></tr></tbody></table> ※1 「利用者の数」とは、前年度（4/1～3/31）の利用者（要支援の利用者を含む）の延べ数（入所日は含め、退所日は含めない）を前年度の日数で割った数（小数点第2位以下を切り上げ）。	利用者の数	必要となる生活相談員 （常勤換算方法）	～100人	1以上	100人超～200人以下	2以上	200人超～300人以下	3以上	()	〔条〕 第148条 《条》 第130条 〔留〕 通則(2)④
	利用者の数	必要となる生活相談員 （常勤換算方法）									
	～100人	1以上									
	100人超～200人以下	2以上									
200人超～300人以下	3以上										
② 生活相談員は、社会福祉主事、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、又は実務経験（※2）を有する者のいずれかになっているか。 ※2 社会福祉施設等における介護若しくは相談業務又は居宅介護支援事業所における介護支援専門員業務に2年以上従事し、実従事日数が360日以上。	()	〔何定め〕 生活相談員の資格要件の取扱いについて （介護高齢課・H27.8.24起案）									
③ 生活相談員のうち1人以上は、常勤であるか（ただし、利用定員が20人未満の併設事業所（※3）は、常勤で配置しないことができる）。 ※3 併設事業所とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設され、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるものを指す。	()	〔条〕 第148条 《条》 第130条									
④ ユニット型指定短期入所生活介護事業所と指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所を除く）が併設され一体的に運営される場合、生活相談員の員数については、ユニット型指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数と指定短期入所生活介護事業所として確保すべき員数の合計を、それぞれの事業所の利用者を合算した数について常勤換算方法により必要とされる従業者の数としているか。	()	〔通〕 第3-八-1(1)③									

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要					
1 従業者の員数 (続き)	(3) 介護職員又は看護職員（看護師若しくは准看護師） ① 常勤換算方法で、利用者の数（※4）が3又はその端数を増すごとに1以上配置しているか。 ※4 利用者の数については(2)①※1参照	()	〔条〕 第148条 《条》 第130条					
	② 介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤であるか（ただし、利用定員が20人未満の併設事業所は、常勤で配置しないことができる）。	()						
	③ 看護職員を配置しなかった場合は利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等）との密接な連携により確保しているか。	()						
	(4) 看護職員又は介護職員の員数について、1(3)における配置基準を満たしていない場合に、人員基準欠如減算を算定しているか。	()	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法 (H12. 2. 10厚生省告示第27号) 第3号					
	(5) 栄養士 ① 1以上 ただし、以下のいずれの要件も満たす場合は、栄養士を置かないこともできる。 <table><tr><td>a</td><td>利用定員が40人以下である。</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている。</td><td>☐</td></tr></table>	a	利用定員が40人以下である。	☐	b	隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている。	☐	()
a	利用定員が40人以下である。	☐						
b	隣接の他の社会福祉施設や病院等の栄養士との兼務や地域の栄養指導員（健康増進法第19条第1項に規定する栄養指導員をいう。）との連携を図ることにより、適切な栄養管理が行われている。	☐						
(6) 機能訓練指導員 ① 1以上	()	()	〔条〕 第148条 《条》 第130条 〔通〕 第3-八-1(4)					
	② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（※5）としているか。 ※5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。） なお、利用者の日常生活やレクリエーション、行事等を通じて行う機能訓練については、当該施設の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。							
(7) 調理員その他の従業者 ① 実情に応じた適当数を配置しているか。	()	()	〔条〕 第148条 《条》 第130条					
(8) その他 ① 併設事業所については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は〔法〕に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、1(1)～(3)、(5)～(7)に掲げる短期入所生活介護従業者を確保しているか。	()	()	〔条〕 第148条 〔通〕 第3-八-1(1) ②ハ					

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要						
2 管理者	(1) 常勤・専従の管理者を置いているか。 ※ 指定短期入所生活介護事業所の管理業務に支障がない場合は、事業所の他の職務、他の事業所等の職務に従事することができる。 <table><tr><td>①</td><td>当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合</td><td>☐</td></tr></table> ※ 管理すべき事業所数が過剰であると個別に認められる場合や事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該指定短期入所生活介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、一般的には管理業務に支障があると考えられる。	①	当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合	☐	②	同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	☐	()	[条] 第149条 《条》 第131条 [通] 第3-八-1(6)
①	当該指定短期入所生活介護事業所の短期入所生活介護従業者としての職務に従事する場合	☐							
②	同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合	☐							

第3 設備基準

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に読み替えて点検してください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																					
1 利用定員等	(1) 利用定員を20人以上としているか。 ※ ただし、次のいずれかに該当する場合は利用定員を20人未満とすることができる。 ① 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう）における空床利用の場合 ② 併設事業所の場合 ③ 指定短期入所生活介護事業所とユニット型指定短期入所生活介護事業所が併設され、それらの利用定員の総数が20人以上である場合 なお、②③については、一体的に運営される場合（併設している事業所等の事業に支障が生じない場合で、かつ夜間における介護体制を含めて指定短期入所生活介護を提供できる場合を指す）に限る。	()	〔条〕 第150条 《条》 第132条 〔通〕 第3-ハ-2(1)																					
2 設備及び備品等	(1) 建物は、建築基準法第2条第九号の二に規定する耐火建築物であるか。（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。） (2) 建物が、2階建て又は平屋建ての建築基準法第2条第九号の三に規定する準耐火建築物である場合は、次の①②のいずれかの要件を満たしているか。 <table><tr><td>①</td><td>居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていない場合</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次のa～cの要件を全て満たす場合</td><td>☐</td></tr><tr><td>a</td><td>消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的な計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>避難、救出その他必要な訓練については、昼間及び夜間において行うこと。</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。</td><td>☐</td></tr></table> 参考 2(1)(2)に関わらず、建物が、木造かつ平屋建ての建物である場合は、次の①～③いずれかの要件を満たすとともに、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認められている場合は、耐火建築物又は準耐火建築物であることを要しない。 <table><tr><td>①</td><td>スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。</td><td>☐</td></tr></table>	①	居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていない場合	☐	②	居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次のa～cの要件を全て満たす場合	☐	a	消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的な計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	☐	b	避難、救出その他必要な訓練については、昼間及び夜間において行うこと。	☐	c	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	☐	①	スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。	☐	②	非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。	☐	()	〔条〕 第151条 《条》 第133条
①	居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていない場合	☐																						
②	居室等を2階又は地階に設ける場合であって、次のa～cの要件を全て満たす場合	☐																						
a	消防長又は消防署長と相談の上、非常災害に関する具体的な計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。	☐																						
b	避難、救出その他必要な訓練については、昼間及び夜間において行うこと。	☐																						
c	火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。	☐																						
①	スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造である。	☐																						
②	非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能である。	☐																						

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																																													
2 設備及び備品等（続き）	避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能である。 ☐ ③		〔条〕第151条 《条》第133条																																													
	(3) 指定短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 <table border="1"> <tbody> <tr><td>①</td><td>居室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>②</td><td>食堂</td><td>☐</td></tr> <tr><td>③</td><td>機能訓練室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>④</td><td>浴室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑤</td><td>便所</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑥</td><td>洗面設備</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑦</td><td>医務室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑧</td><td>静養室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑨</td><td>面談室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑩</td><td>介護職員室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑪</td><td>看護職員室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑫</td><td>調理室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑬</td><td>洗濯室又は洗濯場</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑭</td><td>汚物処理室</td><td>☐</td></tr> <tr><td>⑮</td><td>介護材料室</td><td>☐</td></tr> </tbody> </table>	①	居室	☐	②	食堂	☐	③	機能訓練室	☐	④	浴室	☐	⑤	便所	☐	⑥	洗面設備	☐	⑦	医務室	☐	⑧	静養室	☐	⑨	面談室	☐	⑩	介護職員室	☐	⑪	看護職員室	☐	⑫	調理室	☐	⑬	洗濯室又は洗濯場	☐	⑭	汚物処理室	☐	⑮	介護材料室	☐	()	
①	居室	☐																																														
②	食堂	☐																																														
③	機能訓練室	☐																																														
④	浴室	☐																																														
⑤	便所	☐																																														
⑥	洗面設備	☐																																														
⑦	医務室	☐																																														
⑧	静養室	☐																																														
⑨	面談室	☐																																														
⑩	介護職員室	☐																																														
⑪	看護職員室	☐																																														
⑫	調理室	☐																																														
⑬	洗濯室又は洗濯場	☐																																														
⑭	汚物処理室	☐																																														
⑮	介護材料室	☐																																														
	参考 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより以下①及び②を満たしている場合は、(1)の設備及び備品等を備えないことができる（居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除く）。 <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であること</td> <td>☐</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないこと</td> <td>☐</td> </tr> </tbody> </table> ※ 特養等に併設され、本体施設と一体的に運営される指定短期入所事業所が、上記①及び②の条件（社会福祉施設等を本体施設と読み替える。）を満たす場合は、本体施設の設備（居室を除く）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができる。 ※ 特養の空床利用の場合にあつては、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。	①	当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であること	☐	②	当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないこと	☐	()																																								
①	当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であること	☐																																														
②	当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がないこと	☐																																														

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
2 設備及び備品等（続き）	(4) 居室 ① 居室の定員は、4人以下か。	()	〔条〕 第151条 《条》 第133条
	② 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上か。	()	
	③ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮しているか。	()	
	(5) 食堂及び機能訓練室 ① それぞれ必要な広さを有しているか。	()	
	② 合計した面積が、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上か。 ※ 食堂及び機能訓練室は食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。	()	
	(6) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものか。	()	
	(7) 便所 要介護者が使用するのに適したものか。	()	
	(8) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものか。	()	
	(9) その他の構造設備の基準 ① 廊下の幅は1.8メートル以上か。	()	
	② 中廊下の幅は2.7メートル以上か。	()	
	③ 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか。	()	
	④ 階段の傾斜を緩やかにしているか。	()	
	⑤ 消火設備その他の非常災害に際して消防法その他の法令等に規定された必要な設備を設けているか。	()	
	⑥ 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか（ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。）。	()	

第4 運営基準

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に、「要介護認定」を「要支援認定」に、「居宅介護支援」を「介護予防支援」に、「居宅サービス計画」を「介護予防サービス計画」に、「居宅介護サービス費」を「介護予防サービス費」に読み替えて点検してください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																		
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) 指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項（以下①～⑥）について記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 <table><tr><td>①</td><td>運営規程の概要</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>従業者の勤務体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故発生時の対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>苦情処理の体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項</td><td>☐</td></tr></table>	①	運営規程の概要	☐	②	従業者の勤務体制	☐	③	事故発生時の対応	☐	④	苦情処理の体制	☐	⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	☐	⑥	その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項	☐	()	〔条〕 第152条 《条》 第134条 〔通〕 第3-八-3(1)
	①	運営規程の概要	☐																		
	②	従業者の勤務体制	☐																		
③	事故発生時の対応	☐																			
④	苦情処理の体制	☐																			
⑤	提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）	☐																			
⑥	その他利用者のサービス選択に資すると認められる事項	☐																			
	(2) 1(1)の文書はわかりやすいものとなっているか。	()																			
	(3) 電磁的方法による重要事項の提供については、以下のとおり行っているか。 ① 指定短期入所生活介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、指定短期入所生活介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの イ 指定短期入所生活介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ロ 指定短期入所生活介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された1(1)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）	()	〔条〕 152条第2項で準用する第9条 《条》 第134条第2項で準用する第54条																		

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 内容及び手続の説明及び同意（続き）	二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに1(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法		〔条〕第152条第2項で準用する第9条 《条》第134条第2項で準用する第54条
	② (3)①に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。		
	③ (3)①の「電子情報処理組織」とは、指定短期入所生活介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。		
	④ 指定短期入所生活介護事業者は、(3)①により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 一 (3)①に規定する方法のうち指定短期入所生活介護事業者が使用するもの 二 ファイルへの記録の方式		
	⑤ (3)④の規定による承諾を得た指定短期入所生活介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法によって重要事項の提供をしてはならない。 ただし、当該利用申込者又はその家族が再び(3)④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		
2 指定短期入所生活介護の開始及び終了	(1) 利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	()	〔条〕第153条 《条》第135条
	(2) 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
3 提供拒否の禁止	(1) 正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。 ※ 正当な理由とは次の①～③のいずれかに該当する場合を指す。 ① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ その他利用申込者に対し自ら適切な指定短期入所生活介護を提供することが困難な場合	()	〔条〕第168条で準用する第10条 《条》第143条で準用する第51条の3
	(2) 要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否していないか。	()	
4 サービス提供困難時の対応	(1) 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自らサービス提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じているか。	()	〔条〕第168条で準用する第11条 《条》第143条で準用する第51条の4
5 受給資格等の確認	(1) 被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめているか。	()	〔条〕第168条で準用第12条 《条》第143条で準用する第51条の5
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して指定短期入所生活介護を提供するように努めているか。	()	
6 要介護認定の申請に係る援助	(1) 要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第13条 《条》第143条で準用する第51条の6
	(2) 要介護認定等の申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	()	
	(3) 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも要介護認定等の有効期間が終了する日の30日前までにはなされるよう、必要な援助を行っているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																	
7 心身の状況等の把握	(1) 居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、次の項目の把握に努めているか。 <table><tr><td>①</td><td>利用者の心身の状況</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>利用者の置かれている環境</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>他の保健医療サービスの利用状況</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>福祉サービスの利用状況 等</td><td>☐</td></tr></table> ※ 直近3月の会議出席日・出席者職氏名を記入のこと <table><tr><td></td></tr></table>	①	利用者の心身の状況	☐	②	利用者の置かれている環境	☐	③	他の保健医療サービスの利用状況	☐	④	福祉サービスの利用状況 等	☐		()	〔条〕第168条で準用する第14条 《条》第143条で準用する第51条の7				
①	利用者の心身の状況	☐																		
②	利用者の置かれている環境	☐																		
③	他の保健医療サービスの利用状況	☐																		
④	福祉サービスの利用状況 等	☐																		
8 法定代理受領サービスの提供（介護予防サービス費の支給）を受けるための援助	(1) 利用申込者が法定代理受領サービスとして指定短期入所生活介護を受けることとなっていない場合は、指定短期入所生活介護の提供開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、次のことを行っているか。 <table><tr><td>①</td><td>居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者 に依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理サービスとして受けることができる旨の説明</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助</td><td>☐</td></tr></table>	①	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者 に依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理サービスとして受けることができる旨の説明	☐	②	居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること	☐	③	その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	☐	()	〔条〕第168条で準用する第16条 《条》第143条で準用する第51条の9 〔通〕第3-八-3(7)								
①	居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者 に依頼する旨を市町村へ届け出ること等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理サービスとして受けることができる旨の説明	☐																		
②	居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること	☐																		
③	その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助	☐																		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	(1) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第17条 《条》第143条で準用する第51条の10																	
10 サービスの提供の記録	(1) 指定短期入所生活介護を提供した際には、指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について支払を受ける居宅介護サービス費の額（法定代理受領した額）その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準じた書面（サービス利用表等）に記載しているか。 (2) 指定短期入所生活介護を提供した際には、次に掲げる項目（提供した具体的なサービスの内容等）を記録しているか。 <table><tr><td>①</td><td>サービスの提供日</td><td>☐</td></tr><tr><td rowspan="2">②</td><td>提供した具体的なサービスの内容</td><td>☐</td></tr><tr><td>・送迎の記録を含む ・算定している加算の算定根拠となる記録を含む</td><td></td></tr><tr><td>③</td><td>利用者の心身の状況</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>その他必要な事項</td><td>☐</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>・医療行為についての実施者名、実施日時、実施内容等を含む</td><td></td></tr></table> (3) 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	①	サービスの提供日	☐	②	提供した具体的なサービスの内容	☐	・送迎の記録を含む ・算定している加算の算定根拠となる記録を含む		③	利用者の心身の状況	☐	④	その他必要な事項	☐		・医療行為についての実施者名、実施日時、実施内容等を含む		() () ()	〔条〕第168条で準用する第20条 《条》第143条で準用する第51条の13 〔通〕第3-八-3(10)① 〔条〕第168条で準用する第20条 《条》第143条で準用する第51条の13 〔通〕第3-八-3(10)②
①	サービスの提供日	☐																		
②	提供した具体的なサービスの内容	☐																		
	・送迎の記録を含む ・算定している加算の算定根拠となる記録を含む																			
③	利用者の心身の状況	☐																		
④	その他必要な事項	☐																		
	・医療行為についての実施者名、実施日時、実施内容等を含む																			

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
11 利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額（1割、2割又は3割負担額）の支払を受けているか。	()	〔条〕 第154条 《条》 第136条 〔通〕 第3-1-3(11) ①
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額（いわゆる償還払いの場合）と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額（法定代理受領の場合）との間に、不合理な差額が生じていないか。	()	〔条〕 第154条 《条》 第136条 〔通〕 第3-1-3(11) ②
	(3) 11(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、利用者から受け取ることができる次の①～⑦に示す費用の額以外の支払を受けていないか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 滞在に要する費用 ③ 厚生労働大臣の定める基準（平成12年3月30日厚生省告示第123号）に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用 ④ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 （(3)①～④までの費用は、厚生労働大臣の定める基準（平成12年3月30日厚生省告示第123号）の定めるところによる。） ⑤ 送迎に要する費用 （指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に基づき、送迎加算を算定している場合を除く。ただし、通常の実施地域外の送迎にかかる費用については徴収可能。） ⑥ 理美容代	()	〔条〕 第154条 《条》 第136条

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要												
11 利用料等の受領（続き）	⑦ その他日常生活費（次のa又はbに限る。曖昧な名目は不可） a 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ※ すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。 b 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用 ※ すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室にあるテレビやカラオケ設備の使用料、機能訓練の一環として実施するクラブ活動や利用者が原則全員参加する定例行事における材料費等）について徴収することは認められない。		〔条〕第154条 《条》第136条 ○通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（H12. 3. 30老企第54号） ○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（H17. 9. 7厚生労働省告示第419号）												
	(4) 11(3)の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、 ① あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書を交付して説明を行っているか。	()	〔条〕第154条 《条》第136条 〔通〕第3-八-3(3) ③												
	② 利用者の同意を文書により得ているか。	()													
	(5) 指定短期入所生活介護、その他のサービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、領収証を交付しているか。 ※口座引き落とし等支払いの方法によらず領収証の交付が必要	()	〔法〕第41条 〔規〕第65条 〔条〕第154条 《条》第136条												
	(6) 領収証には、次の額を区分して記載しているか。 <table border="1"><tr><td>①</td><td>保険給付対象額（11(1)のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記(2)のサービスを提供した場合は10割負担額）</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>食事の提供に要した費用</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>滞在に要した費用</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>その他日常生活費（曖昧な名目は不可、個別の費用ごとに区分して記載）</td><td>☐</td></tr></table>	①	保険給付対象額（11(1)のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記(2)のサービスを提供した場合は10割負担額）	☐	②	食事の提供に要した費用	☐	③	滞在に要した費用	☐	④	その他日常生活費（曖昧な名目は不可、個別の費用ごとに区分して記載）	☐	()	
	①	保険給付対象額（11(1)のサービス提供をした場合は1割、2割又は3割負担額、上記(2)のサービスを提供した場合は10割負担額）	☐												
	②	食事の提供に要した費用	☐												
③	滞在に要した費用	☐													
④	その他日常生活費（曖昧な名目は不可、個別の費用ごとに区分して記載）	☐													
(7) 領収証に、医療費控除の対象額（控除対象となる利用者の自己負担分）についても記載しているか。 ※ 医療費控除の対象となる利用者 当該短期入所生活介護サービスを、居宅サービス計画の「（介護予防）訪問看護」「（介護予防）訪問リハビリテーション」「（介護予防）居宅療養管理指導」「（介護予防）通所リハビリテーション」「（介護予防）短期入所療養介護」又は「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合）」「看護小規模多機能型居宅介護」のいずれかと併せて利用する利用者。 なお、介護福祉士等による喀痰吸引については、サービス類型に関わらず医療控除対象となり、利用者の自己負担分の10分の1の額を対象費用の額とする。	()	○介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除の取扱いについて（平成28年10月3日厚労省老健局振興課事務連絡）													

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																	
12 保険給付の請求のための証明書の交付	(1) 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合（いわゆる償還払いの場合）は、提供した指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第22条 《条》第143条で準用する第52条の2																	
13 指定短期入所生活介護の取扱方針 ※介護予防については別シート「運営基準(予防)」の13-1により点検してください（ただし、13(5)から13(11)に示す身体的拘束等の禁止については本項により介護予防も一緒に点検してください）。	(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。	()	〔条〕第155条																	
	(2) 相当期間以上（おおむね4日以上連続して利用する場合）にわたり継続して入所する利用者については、短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して、指定短期入所生活介護を提供しているか。	()	〔条〕第155条 〔通〕第3-八-3(4) ①																	
	(3) 4日未満の利用者にあっても、利用者を担当する居宅介護支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の短期入所生活介護計画を作成した利用者準じて、必要な介護及び機能訓練等の援助を行っているか。	()	〔通〕第3-八-3(4) ①																	
	(4) 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	()	〔条〕第155条																	
	(5) 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	()	〔条〕第155条 《条》第137条																	
	(6) 13(5)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。	()																		
	<table><tr><td>①</td><td>「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>具体的な内容について記録すること。</td><td>☐</td></tr></table>	①	「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。	☐	②	具体的な内容について記録すること。	☐													
①	「切迫性・非代替性・一時性」の要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。	☐																		
②	具体的な内容について記録すること。	☐																		
(7) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。	()																			
<table><tr><td>①</td><td>身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(7)①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>身体的拘束等適正化検討委員会において、(7)②により報告された事例を集計し、分析すること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。</td><td>☐</td></tr></table>	①	身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。	☐	②	介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(7)①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。	☐	③	身体的拘束等適正化検討委員会において、(7)②により報告された事例を集計し、分析すること。	☐	④	事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。	☐	⑤	報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。	☐	⑥	適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	☐		
①	身体的拘束等について報告するための様式を整備すること。	☐																		
②	介護職員その他の従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、(7)①の様式に従い、身体的拘束等について報告すること。	☐																		
③	身体的拘束等適正化検討委員会において、(7)②により報告された事例を集計し、分析すること。	☐																		
④	事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。	☐																		
⑤	報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。	☐																		
⑥	適正化策を講じた後に、その効果について評価すること。	☐																		

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
13 指定短期入所生活介護の取扱方針（続き）	(8) 委員会の開催内容の記録（議事録等）を作成しているか	()	
	(9) 身体的拘束等の適正化のための指針について、以下の項目を盛り込んで作成しているか。	()	
	① 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方	☐	
	② 身体的拘束等適正化検討委員会その他組織に関する事項	☐	
	③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針	☐	
	④ 事業所内で発生した身体的拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針	☐	
	⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針	☐	
	⑥ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	☐	
	⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針	☐	
	(10) 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修を以下のとおり実施しているか。	()	
① 身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発	☐		
② 当該事業所の指針に基づく適正化の徹底	☐		
③ 当該事業所の指針に基づく研修プログラムを作成し、年2回以上の開催	☐		
④ 新規採用時の実施	☐		
⑤ 研修の実施内容の記録	☐		
(11) 13(6)から(10)までの措置を講じていない場合に、身体拘束廃止未実施減算を算定しているか。	()	〔報〕別表8注3 《報》別表6注3 〔留〕第2の4(6) 《留》第2の7(8)	
(12) 事業者は自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 ※ 質の評価方法を具体的に記入のこと	()	〔条〕第155条	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要					
14 短期入所生活介護計画の作成 ※介護予防については別シート「運営基準(予防)」の14-1により点検してください	(1) 管理者は、相当期間以上（概ね4日以上連続）にわたり継続して入所することが予定される利用者については短期入所生活介護計画を作成しているか。	()	〔条〕 第156条 〔通〕 第3-八-3(5) ①					
	(2) 短期入所生活介護計画には次の内容が記載されているか。 <table border="1"><tr><td>①</td><td>サービスの目標</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>(2)①の目標を達成するための具体的なサービス内容</td><td>☐</td></tr></table>	①		サービスの目標	☐	②	(2)①の目標を達成するための具体的なサービス内容	☐
	①	サービスの目標	☐					
	②	(2)①の目標を達成するための具体的なサービス内容	☐					
	(3) 短期入所生活介護計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成しているか。	()	〔条〕 第156条 〔通〕 第3-八-3(5) ③					
	(4) 短期入所生活介護計画は、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、作成しているか。	()	〔条〕 第156条 〔通〕 第3-八-3(5) ①					
	(5) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿って作成しているか。	()	〔条〕 第156条 〔通〕 第3-八-3(5) ②					
	(6) 短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか。	()						
	(7) 短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所介護計画の作成に当たっては、その内容等について利用者又はその家族に対して説明しているか。	()						
	(8) 14(7)について利用者の同意を得ているか。	()						
(9) 短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	()							
(10) 居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者から指定入所生活介護計画の提供の求めがあった場合は、当該計画を提供することに協力するよう努めているか。	()	〔通〕 第3-八-3(5) ⑤						

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
15 介護	(1) 介護は、利用者の心身の状況等に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。	()	〔条〕第157条 《条》第146条
	(2) 1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしているか。	()	
	(3) 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っているか。	()	
	(4) おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	()	〔通〕第3-八-3(6) ③
	(5) 15(1)から(4)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しているか。	()	〔条〕第157条 《条》第146条
	(6) 夜間を含め、常時1人以上の介護職員を介護に従事させているか。	()	
	(7) 利用者に対して、利用者の負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていないか。	()	
16 食事	(1) 栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しているか。	()	〔条〕第158条 《条》第147条
	(2) 利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しているか。	()	
	(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ②
	(4) 夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいが、早くても午後5時以降となっているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ③
	(5) 利用者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を食事の的確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とれているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ⑤
	(6) 利用者に対して適切な栄養食事相談を行っているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ⑥
	(7) 食事内容について、医師又は栄養士を含む会議において検討が加えられているか。	()	〔通〕第3-八-3(7) ⑦
17 機能訓練	(1) 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	()	〔条〕第159条 《条》第148条

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
18 健康管理	(1) 事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意をするとともに、健康保持のための適切な措置をとっているか。	()	〔条〕第160条 《条》第149条
19 相談及び援助	(1) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	()	〔条〕第161条 《条》第150条
20 その他のサービスの提供	(1) 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行っているか。	()	〔条〕第162条 《条》第151条
	(2) 常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。	()	
21 利用者に関する市町村への通知	(1) 指定短期入所生活介護を受けている利用者が、次の①②のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	()	〔条〕第168条で準用する第27条 《条》第143条で準用する第52条の3
22 緊急時等の対応	(1) 現に指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき、速やかに主治の医師又はあらかじめ当該指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第163条 《条》第138条
	(2) 緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。なお、協力医療機関は事業所から近距離にあることが望ましい。	()	〔通〕第3-八-3(12)

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																														
23 管理者の責務	(1) 管理者は、次の事項について一元的に管理しているか。 <table><tr><td>①</td><td>当該事業所の従業者の管理</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>業務の実施状況の把握、その他の管理</td><td>☐</td></tr></table>	①	当該事業所の従業者の管理	☐	②	指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整	☐	③	業務の実施状況の把握、その他の管理	☐	()	〔条〕第168条で準用する第56条 《条》第143条で準用する第54条																					
	①	当該事業所の従業者の管理	☐																														
②	指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整	☐																															
③	業務の実施状況の把握、その他の管理	☐																															
	(2) 管理者は従業者に、運営基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	()																															
24 運営規程	(1) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。 <table><tr><td>①</td><td>事業の目的及び運営方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>従業者の職種、員数及び職務の内容</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>利用定員（特養の空床利用である場合を除く）</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>通常の送迎の実施地域</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>サービス利用に当たっての留意事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑦</td><td>緊急時等における対応方法</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑧</td><td>非常災害対策</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑨</td><td>虐待の防止のための措置に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑩</td><td>その他運営に関する重要事項</td><td>☐</td></tr></table>	①	事業の目的及び運営方針	☐	②	従業者の職種、員数及び職務の内容	☐	③	利用定員（特養の空床利用である場合を除く）	☐	④	指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	☐	⑤	通常の送迎の実施地域	☐	⑥	サービス利用に当たっての留意事項	☐	⑦	緊急時等における対応方法	☐	⑧	非常災害対策	☐	⑨	虐待の防止のための措置に関する事項	☐	⑩	その他運営に関する重要事項	☐	()	〔条〕第164条 《条》第139条 〔通〕第3-八-3(13)
①	事業の目的及び運営方針	☐																															
②	従業者の職種、員数及び職務の内容	☐																															
③	利用定員（特養の空床利用である場合を除く）	☐																															
④	指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額	☐																															
⑤	通常の送迎の実施地域	☐																															
⑥	サービス利用に当たっての留意事項	☐																															
⑦	緊急時等における対応方法	☐																															
⑧	非常災害対策	☐																															
⑨	虐待の防止のための措置に関する事項	☐																															
⑩	その他運営に関する重要事項	☐																															

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																		
25 勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、指定短期入所生活介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。 具体的には <table><tr><td>①</td><td>月ごとの勤務表を作成しているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>指定短期入所生活従業者に関して次のことが明確であるか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>a</td><td>日々の勤務時間</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>常勤・非常勤の別</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置</td><td>☐</td></tr><tr><td>d</td><td>管理者との兼務関係</td><td>☐</td></tr></table>	①	月ごとの勤務表を作成しているか。	☐	②	指定短期入所生活従業者に関して次のことが明確であるか。	☐	a	日々の勤務時間	☐	b	常勤・非常勤の別	☐	c	専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置	☐	d	管理者との兼務関係	☐	()	〔条〕第168条で準用する第108条 《条》第143条で準用する第121条の2 〔通〕第3-六-3(5) ①
	①	月ごとの勤務表を作成しているか。	☐																		
	②	指定短期入所生活従業者に関して次のことが明確であるか。	☐																		
	a	日々の勤務時間	☐																		
	b	常勤・非常勤の別	☐																		
c	専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置	☐																			
d	管理者との兼務関係	☐																			
(2) 指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護を提供しているか。 ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	()	〔条〕第168条で準用する第108条 《条》第143条で準用する第121条の2																			
(3) 従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 なお、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。	()																				
(4) 適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 <table><tr><td colspan="3">① 事業主が講ずべき措置の具体的内容</td></tr><tr><td>a</td><td>事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。</td><td>☐</td></tr><tr><td colspan="3">② 事業主が講じることが望ましい取組</td></tr><tr><td>a</td><td>顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を実施すること。</td><td>☐</td></tr></table>	① 事業主が講ずべき措置の具体的内容			a	事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。	☐	b	相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	☐	② 事業主が講じることが望ましい取組			a	顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を実施すること。	☐	()	〔条〕第168条で準用する第108条 《条》第143条で準用する第121条の2 〔通〕第3-八-3(14) ④				
① 事業主が講ずべき措置の具体的内容																					
a	事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。	☐																			
b	相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談に対応する窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。	☐																			
② 事業主が講じることが望ましい取組																					
a	顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組を実施すること。	☐																			

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																																
26 業務継続計画の策定等	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第168条で準用する第32条の2 《条》第143条で準用する第55条の2の2 〔通〕第3-六-3(6) ②																																
	(2) 業務継続計画には「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照し、以下の項目について記載しているか。 なお、感染症に係る業務継続計画と、災害に係る業務継続計画は、一体的に策定しても構わない。	()																																	
	<table><tr><td>①</td><td colspan="3">感染症に係る業務継続計画</td></tr><tr><td>a</td><td>平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）</td><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>初動対応</td><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）</td><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td colspan="3">災害に係る業務継続計画</td></tr><tr><td>a</td><td>平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）</td><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）</td><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>他施設及び地域との連携</td><td></td><td>☐</td></tr></table>			①	感染症に係る業務継続計画			a	平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）		☐	b	初動対応		☐	c	感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）		☐	②	災害に係る業務継続計画			a	平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）		☐	b	緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）		☐	c	他施設及び地域との連携		☐
	①	感染症に係る業務継続計画																																	
	a	平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）			☐																														
	b	初動対応			☐																														
	c	感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）			☐																														
	②	災害に係る業務継続計画																																	
	a	平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）			☐																														
	b	緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）			☐																														
c	他施設及び地域との連携		☐																																
(3) 従業者に対して、業務継続計画について周知しているか。	()																																		
(4) 従業者に対して、次のとおり研修を実施しているか。なお、感染症に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施してもよい。	()																																		
<table><tr><td>①</td><td>研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行</td><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施</td><td></td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>研修の実施記録を作成</td><td></td><td>☐</td></tr></table>		①	研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行		☐	②	定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施		☐	③	研修の実施記録を作成		☐																						
①	研修内容は、業務継続計画の具体的内容、平常時及び緊急時の対応についての理解の励行		☐																																
②	定期的（年1回以上）に開催する。なお、新規採用時には別に研修を実施		☐																																
③	研修の実施記録を作成		☐																																

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要												
26 業務継続計画の策定等（続き）	(5) 従業者に対して、次のとおり訓練を実施しているか。 <table><tr><td>①</td><td>業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>定期的（年 1 回以上）に開催</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>訓練の実施記録を作成</td><td>☐</td></tr></table>	①	業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認	☐	②	感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習	☐	③	定期的（年 1 回以上）に開催	☐	④	訓練の実施記録を作成	☐	()	〔条〕第168条で準用する第32条の2 《条》第143条で準用する第55条の2の2 〔通〕第3-六-3(6) ④
	①	業務継続計画に基づく事業所内の役割分担の確認	☐												
	②	感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習	☐												
③	定期的（年 1 回以上）に開催	☐													
④	訓練の実施記録を作成	☐													
(6) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	()														
(7) 26(1)の業務継続計画が未策定の場合に、業務継続計画未策定減算を算定しているか。	()	〔報〕別表8注5 《報》別表6注5 〔留〕第2の2(8) 《留》第2の7(10)													
27 定員の遵守	(1) どの時間帯においても、次の①または②に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。 ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 ① 特養の空床利用である指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特養の入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数 ② (1)①に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数	()	〔条〕第165条 《条》第140条												
28 非常災害対策	(1) 非常災害に備えるため、次のことを実施しているか。 <table><tr><td>①</td><td>非常災害に関する具体的計画の策定及び、定期的な従業員への周知 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>定期的な避難、救出その他必要な訓練（年 2 回以上）</td><td>☐</td></tr></table>	①	非常災害に関する具体的計画の策定及び、定期的な従業員への周知 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう	☐	②	関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知	☐	③	定期的な避難、救出その他必要な訓練（年 2 回以上）	☐	()	〔条〕第168条で準用する第110条 《条》第143条で準用する第121条の4 〔通〕第3-六-3(7) ①			
	①	非常災害に関する具体的計画の策定及び、定期的な従業員への周知 「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう	☐												
	②	関係機関への通報、連携体制の整備及び、定期的な従業者に対する周知	☐												
③	定期的な避難、救出その他必要な訓練（年 2 回以上）	☐													

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要						
28 非常災害対策 (続き)	(2) 28(1)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。	()	〔条〕第168条で準用する第110条 《条》第143条で準用する第121条の4 〔通〕第3-六-3(7)②						
	(3) 訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしているか。	()							
	(4) 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が10人以上の事業所の場合、次のことを実施しているか。 <table><tr><td>①</td><td>防火管理者を置くこと</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>防火管理者が、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施していること</td><td>☐</td></tr></table>	①	防火管理者を置くこと	☐	②	防火管理者が、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施していること	☐	()	○消防法第8条 ○消防法施行令別表第1(6)項ロ 〔通〕第3-六-3(7)①
	①	防火管理者を置くこと	☐						
	②	防火管理者が、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務を実施していること	☐						
(5) 収容人員（利用者数と従業者数の合計）が9人以下の事業所の場合次のことを実施しているか。 <table><tr><td>①</td><td>防火管理について責任者を定めていること</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>選定された責任者が、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行っていること</td><td>☐</td></tr></table>	①	防火管理について責任者を定めていること	☐	②	選定された責任者が、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行っていること	☐	()		
①	防火管理について責任者を定めていること	☐							
②	選定された責任者が、消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行っていること	☐							
29 衛生管理等	(1) 使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第168条で準用する第111条 《条》第140条の2						
	(2) 必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。	()	〔通〕第3-六-3(8)①イ						
	(3) インフルエンザ、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症対策等については、発出されている通知等に基づき、適切な措置を講じているか。	()	〔通〕第3-六-3(8)①ロ						
	(4) 空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか。	()	〔通〕第3-六-3(8)①ハ						

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																																																																
29 衛生管理等 (続き)	(5) 当該指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。 <table border="1"> <tr> <td>①</td><td>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催</td><td>()</td><td>〔条〕第168条で準用する第111条 《条》第140条の2</td></tr> <tr> <td>a</td><td>おおむね6月に1回以上開催する。</td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>b</td><td>委員会の結果について、従業者に周知する。</td><td>☐</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>②</td><td>感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備</td><td>()</td><td>〔通〕第3-六-3(8) ②イ</td></tr> <tr> <td>a</td><td>指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定</td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>b</td><td>平常時の対策 - 事業所内の衛生管理（環境の整備等） - ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策） </td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>c</td><td>発生時の対応 - 発生状況の把握 - 感染拡大の防止 - 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 - 行政等への報告 </td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>d</td><td>発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記</td><td>☐</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>③</td><td>感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施</td><td>()</td><td>〔通〕第3-六-3(8) ②ハ</td></tr> <tr> <td>a</td><td>定期的（年1回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修することが望ましい。</td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>b</td><td>研修の実施内容を記録する。</td><td>☐</td><td></td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>④</td><td>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施</td><td>()</td><td></td></tr> <tr> <td>a</td><td>平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年1回以上）に行う。</td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>b</td><td>指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認。</td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>c</td><td>感染症対策をした上でのケアの演習。</td><td>☐</td><td></td></tr> <tr> <td>d</td><td>訓練の実施内容を記録する。</td><td>☐</td><td></td></tr> </table>	①	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催	()	〔条〕第168条で準用する第111条 《条》第140条の2	a	おおむね6月に1回以上開催する。	☐		b	委員会の結果について、従業者に周知する。	☐		②	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備	()	〔通〕第3-六-3(8) ②イ	a	指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定	☐		b	平常時の対策 - 事業所内の衛生管理（環境の整備等） - ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）	☐		c	発生時の対応 - 発生状況の把握 - 感染拡大の防止 - 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 - 行政等への報告	☐		d	発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記	☐		③	感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施	()	〔通〕第3-六-3(8) ②ハ	a	定期的（年1回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修することが望ましい。	☐		b	研修の実施内容を記録する。	☐		④	感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施	()		a	平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年1回以上）に行う。	☐		b	指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認。	☐		c	感染症対策をした上でのケアの演習。	☐		d	訓練の実施内容を記録する。	☐			
①	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催	()	〔条〕第168条で準用する第111条 《条》第140条の2																																																																
a	おおむね6月に1回以上開催する。	☐																																																																	
b	委員会の結果について、従業者に周知する。	☐																																																																	
②	感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備	()	〔通〕第3-六-3(8) ②イ																																																																
a	指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定	☐																																																																	
b	平常時の対策 - 事業所内の衛生管理（環境の整備等） - ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）	☐																																																																	
c	発生時の対応 - 発生状況の把握 - 感染拡大の防止 - 医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携 - 行政等への報告	☐																																																																	
d	発生時における事業所内の連絡体制及び関係機関への連絡体制を整備し、指針に明記	☐																																																																	
③	感染症の予防及びまん延の防止のための研修の実施	()	〔通〕第3-六-3(8) ②ハ																																																																
a	定期的（年1回以上）に開催。新規採用時に感染症対策研修することが望ましい。	☐																																																																	
b	研修の実施内容を記録する。	☐																																																																	
④	感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の実施	()																																																																	
a	平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、定期的（年1回以上）に行う。	☐																																																																	
b	指針及び研修内容に基づく事業所内の役割分担の確認。	☐																																																																	
c	感染症対策をした上でのケアの演習。	☐																																																																	
d	訓練の実施内容を記録する。	☐																																																																	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																		
30 掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、次の①～⑥を掲示しているか。 <table border="1"><tr><td>①</td><td>運営規程の概要</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>短期入所生活介護従業者の勤務体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>事故発生時の対応</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>苦情処理の体制</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>第三者評価の実施状況</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項</td><td>☐</td></tr></table>	①	運営規程の概要	☐	②	短期入所生活介護従業者の勤務体制	☐	③	事故発生時の対応	☐	④	苦情処理の体制	☐	⑤	第三者評価の実施状況	☐	⑥	その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	☐	()	〔条〕第168条で準用する第34条 《条》第143条で準用する第55条の4 〔通〕第3―3(24)①
	①	運営規程の概要	☐																		
	②	短期入所生活介護従業者の勤務体制	☐																		
	③	事故発生時の対応	☐																		
④	苦情処理の体制	☐																			
⑤	第三者評価の実施状況	☐																			
⑥	その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項	☐																			
(2) 30(1)の掲示に代える場合は、(1)①～⑥を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	()																				
(3) 原則として、(1)の重要事項を当該指定短期入所生活介護事業者のウェブサイト（法人のホームページ又は介護サービス情報公表システム）に掲載しているか。	()																				
31 秘密保持等	(1) 指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	()	〔条〕第168条で準用第35条 《条》第143条で準用する第55条の5																		
	(2) 指定短期入所生活介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	()																			
	(3) サービス担当者会議等において「利用者」の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書により得ているか。	()																			
	(4) サービス担当者会議等において「利用者の家族」の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ているか。	()																			
32 広告	(1) 指定短期入所生活介護事業所について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	()	〔条〕第168条で準用する第36条 《条》第143条で準用する第55条の6																		
33 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	(1) 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	()	〔条〕第168条で準用する第37条 《条》第143条で準用する第55条の7 〔通〕第3―3(27)																		

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要									
34 苦情処理	(1) 利用者及びその家族からの苦情に、次のとおり、迅速かつ適切に対応しているか。 <table><tr><td>①</td><td>相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>上記措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>苦情処理の概要について指定短期入所生活介護事業所内に掲示しているか。</td><td>☐</td></tr></table>	①	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。	☐	②	上記措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。	☐	③	苦情処理の概要について指定短期入所生活介護事業所内に掲示しているか。	☐	()	〔条〕第168条で準用する第38条 《条》第143条で準用する第55条の8 〔通〕第3―3(28) ①
	①	相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにしている。	☐									
	②	上記措置の概要についても併せて利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に記載している。	☐									
	③	苦情処理の概要について指定短期入所生活介護事業所内に掲示しているか。	☐									
	(2) 34(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第38条 《条》第143条で準用する第55条の8 〔通〕第3―3(28) ②									
	(3) 苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。	()	〔通〕第3―3(28) ②									
	(4) 法23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。	()	〔条〕第168条で準用する第38条 《条》第143条で準用する第55条の8									
	(5) 市町村から指導又は助言を受けた場合においては、それに従って必要な改善を行っているか。	()	〔条〕第168条で準用する第38条 《条》第143条で準用する第55条の8									
	(6) 市町村から求めがあった場合には、34(5)の改善の内容を市町村に報告しているか。	()	〔通〕第3―3(28) ③									
	(7) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第38条 《条》第143条で準用する第55条の8									
(8) 国民健康保険団体連合会から34(7)の調査に基づく指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	()											
(9) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、34(8)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	()											

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
35 地域との連携等	(1) 提供した指定短期入所生活介護事業所に関する利用者からの苦情に関しては、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業（※注）に協力するよう努めているか。 ※ 介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業も含まれる。	()	〔条〕第168条で準用第39条 《条》第143条で準用する第55条の9 〔通〕第3-1-3(29)①
	(2) 地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。	()	〔条〕第166条 《条》第141条 〔通〕第3-8-3(17)
36 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 【令和9年3月31日まで努力義務】	(1) 業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しているか。	()	〔条〕第167条 《条》第141条の2 〔通〕第3-8-3(19)
	① 管理者やケア等を行う職種を含む幅広い職種により構成する	☐	
	② 適切な開催頻度を決め、定期的に開催する	☐	
	③ 「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン（厚生労働省HP掲載）」等を参考に取り組む	☐	
	④ 委員会の開催内容の記録（議事録等）	☐	
37 事故発生時の対応	(1) 利用者に対する指定短期入所生活介護事業所の提供により事故が発生した場合は、前橋市、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	()	〔条〕第168条で準用する第40条 《条》第143条で準用する第55条の10
	(2) 骨折以上の事故は前橋市にも報告しているか。	()	○前橋市社会福祉施設等における事故等発生時の報告事務取扱要領（令和4年12月5日施行）
	(3) 骨折のほか、甚大と考えられる打撲、出血についても家族や前橋市へ報告しているか。	()	
	(4) 37(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第40条 《条》第143条で準用する第55条の10
	(5) 指定短期入所生活介護事業所が賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行っているか。	()	
	(6) 賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入する等の措置を講じているか。	()	〔通〕第3-1-3(30)②
	(7) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	()	〔通〕第3-1-3(30)③

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																														
38 虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会は、次のとおり開催しているか。 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)	()	〔条〕第168条で準用する第40条の2 《条》第143条で準用する第55条の10の2 〔通〕第3―3(31) ①																														
	<table><tr><td>①</td><td>委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>定期的に行っているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>次のような事項を検討しているか。</td><td>☐</td></tr><tr><td>a</td><td>虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事</td><td>☐</td></tr><tr><td>b</td><td>虐待の防止のための指針の整備に関する事</td><td>☐</td></tr><tr><td>c</td><td>虐待の防止のための職員研修の内容に関する事</td><td>☐</td></tr><tr><td>d</td><td>虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事</td><td>☐</td></tr><tr><td>e</td><td>従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事</td><td>☐</td></tr><tr><td>f</td><td>虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事</td><td>☐</td></tr><tr><td>g</td><td>fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>開催結果を指定短期入所生活介護従業者に対して周知徹底しているか。</td><td>☐</td></tr></table>			①	委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。	☐	②	定期的に行っているか。	☐	③	次のような事項を検討しているか。	☐	a	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事	☐	b	虐待の防止のための指針の整備に関する事	☐	c	虐待の防止のための職員研修の内容に関する事	☐	d	虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事	☐	e	従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事	☐	f	虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事	☐	g	fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事	☐
①	委員会のメンバーは、管理者を含む幅広い職種で構成し、責務及び役割分担を明確化しているか。	☐																															
②	定期的に行っているか。	☐																															
③	次のような事項を検討しているか。	☐																															
a	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事	☐																															
b	虐待の防止のための指針の整備に関する事	☐																															
c	虐待の防止のための職員研修の内容に関する事	☐																															
d	虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関する事	☐																															
e	従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事	☐																															
f	虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事	☐																															
g	fの再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事	☐																															
④	開催結果を指定短期入所生活介護従業者に対して周知徹底しているか。	☐																															
	(2) 虐待の防止のための指針を整備し、次の項目を盛り込んでいるか。	()	〔条〕第168条で準用する第40条の2 《条》第143条で準用する第55条の10の2 〔通〕第3―3(31) ②																														
	<table><tr><td>①</td><td>事業所における虐待の防止に関する基本的考え方</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>虐待の防止のための職員研修に関する基本方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>成年後見制度の利用支援に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑦</td><td>虐待等に係る苦情解決方法に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑧</td><td>利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑨</td><td>その他虐待の防止の推進のために必要な事項</td><td>☐</td></tr></table>	①	事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	☐	②	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	☐	③	虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	☐	④	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	☐	⑤	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	☐	⑥	成年後見制度の利用支援に関する事項	☐	⑦	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	☐	⑧	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	☐	⑨	その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐					
①	事業所における虐待の防止に関する基本的考え方	☐																															
②	虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項	☐																															
③	虐待の防止のための職員研修に関する基本方針	☐																															
④	虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針	☐																															
⑤	虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項	☐																															
⑥	成年後見制度の利用支援に関する事項	☐																															
⑦	虐待等に係る苦情解決方法に関する事項	☐																															
⑧	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項	☐																															
⑨	その他虐待の防止の推進のために必要な事項	☐																															

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要																	
38 虐待の防止 (続き)	(3) 虐待の防止のための研修を次のとおり実施しているか。 <table><tr><td>①</td><td>研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>定期的（年1回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>研修の実施内容を記録する。</td><td>☐</td></tr></table>	①	研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。	☐	②	定期的（年1回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。	☐	③	研修の実施内容を記録する。	☐	()	〔条〕第168条で準用する第40条の2 《条》第143条で準用する第55条の10の2 〔通〕第3―3(31)③								
	①	研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発及び、指針に基づく虐待防止の徹底とする。	☐																	
	②	定期的（年1回以上）に開催。新規採用時には必ず研修を実施する。	☐																	
③	研修の実施内容を記録する。	☐																		
(4) 38(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 ※ 虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。	()	〔条〕第168条で準用する第40条の2 《条》第143条で準用する第55条の10の2 〔通〕第3―3(31)④																		
(5) 38(1)～(4)に掲げる措置を講じていない場合に、高齢者虐待防止措置未実施減算を算定しているか。	()	〔報〕別表8注4 《留》別表6注4 〔留〕第2の2(7) 《留》第2の7(8)																		
39 会計の区分	(1) 指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	()	〔条〕第168条で準用する第41条 《条》第143条で準用する第55条の11 〔通〕第3―3(32)																	
	(2) 具体的な会計処理の方法については、次に示す通知を参考として適切に行われているか。 ◆ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日老振発第18号） ◆ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて（平成24年3月29日老高発0329第1号） ◆ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日老計第8号）	()																		
40 記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	()	〔条〕第167条 《条》第142条																	
	(2) 利用者に対する指定短期入所生活介護事業の提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ※「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。 <table><tr><td>①</td><td>項目14の短期入所生活介護計画</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>項目10の提供した具体的なサービスの内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>項目13(6)の身体的拘束等に係る記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>④</td><td>項目21の市町村への通知に係る記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑤</td><td>項目34の苦情の内容等の記録</td><td>☐</td></tr><tr><td>⑥</td><td>項目37の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</td><td>☐</td></tr></table>	①	項目14の短期入所生活介護計画	☐	②	項目10の提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐	③	項目13(6)の身体的拘束等に係る記録	☐	④	項目21の市町村への通知に係る記録	☐	⑤	項目34の苦情の内容等の記録	☐	⑥	項目37の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐	()
①	項目14の短期入所生活介護計画	☐																		
②	項目10の提供した具体的なサービスの内容等の記録	☐																		
③	項目13(6)の身体的拘束等に係る記録	☐																		
④	項目21の市町村への通知に係る記録	☐																		
⑤	項目34の苦情の内容等の記録	☐																		
⑥	項目37の事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐																		

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
41 電磁的記録等	(1) 電磁的記録について 指定短期入所生活介護事業者等は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（被保険者証に関するものは除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができるが、下記により行っているか。 ① 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 ② 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 a 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 b 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ③ その他、電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)①及び②に準じた方法によること。	()	〔条〕第277条 〔通〕第5-1(1) 〔通〕第5-1(1) 〔通〕第5-1(2) 〔通〕第5-1(2)① 〔通〕第5-1(2)② 〔通〕第5-1(3)
	(2) 電磁的方法について 指定短期入所生活介護事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）については、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法で行っているか。 ① 電磁的方法による交付は「1内容及び手続の説明及び同意」の「評価事項4」の電磁的方法による重要事項の提供に準じた方法によること。（※1） ② 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。（※1） ③ 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましい。 ④ その他、電磁的方法によることができるとされているものは、(2)①～③の方法に準じた方法によること。 ただし、基準省令、予防基準又は基準についての通知の規定に電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 ※1 「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。	()	〔条〕第277条 〔通〕第5-2(1) 〔通〕第5-2(2) 〔通〕第5-2(3) 〔通〕第5-2(4)
	(3) 電磁的記録及び電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守しているか。	()	〔通〕第5-2(5)

第4 運営基準（予防）

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
13-1 指定介護予防 短期入所生活 介護の基本取 扱方針	(1) 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。	()	《条》第144条 〔通〕第4-三-6(1)
	(2) 自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 ※ 質の評価方法を具体的に記入のこと ※ 主治の医師又は歯科医師との連携方法を具体的に記入のこと 	()	
	(3) 利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。	()	
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。	()	
	(5) 利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。	()	

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要									
14-1 指定介護予防短期入所生活介護の具体的な取扱方針	(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っているか。	()	《条》第145条									
	(2) 相当期間以上（おおむね4日以上連続して利用する場合）にわたり継続して入所することが予定される利用者については、14-1(1)に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防短期入所生活介護計画を作成しているか。	()	《条》第145条 〔通〕第4-三-6(2)①									
	(3) 介護予防短期入所生活介護計画には次の内容が記載されているか。 <table border="1"><tr><td>①</td><td>サービスの目標</td><td>☐</td></tr><tr><td>②</td><td>①の目標を達成するための具体的なサービス内容</td><td>☐</td></tr><tr><td>③</td><td>サービスの提供を行う期間</td><td>☐</td></tr></table>	①	サービスの目標	☐	②	①の目標を達成するための具体的なサービス内容	☐	③	サービスの提供を行う期間	☐	()	
	①	サービスの目標	☐									
	②	①の目標を達成するための具体的なサービス内容	☐									
	③	サービスの提供を行う期間	☐									
	(4) 4日未満の利用者にあっても、担当する介護予防支援事業者等と連携をとること等により、利用者の心身の状況等を踏まえて、他の介護予防短期入所生活介護計画を作成した利用者に準じて、必要な介護及び機能訓練等の支援を行っているか。	()	〔通〕第4-三-6(2)①									
	(5) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しているか。	()	《条》第145条									
	(6) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	()										
	(7) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。	()										
(8) 介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。	()											
(9) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。	()											

委員会・研修・訓練の実施状況

※以下の内容が確認できる既存資料の提出でも可

1 委員会開催状況

委員会	開催頻度	前年度 開催日	現年度 開催日
身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会			
感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会			
虐待の防止のための対策を検討する委員会			
入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

2 研修実施状況

区分	研修名等具体的内容	前年度 実施日	現年度 実施日
身体的拘束等の適正化関係			
業務継続計画関係			
感染症予防まん延防止関係			
高齢者虐待防止関係			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			
その他(記載してください)			

3 施設外研修(前年度・現年度受講分)

受講年月日	主催者	開催地／ eラーニング等	研修内容	参加職種	参加人員

4 職員研修体制

--

5 新規採用時研修プログラム

(有 ・ 無)

研修内容	実施の有無	直近実施日
身体的拘束等の適正化関係	有 ・ 無	
業務継続計画関係	有 ・ 無	
感染症予防まん延防止関係	有 ・ 無	
高齢者虐待防止関係	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	
その他(記載してください)	有 ・ 無	

6 訓練実施状況

区分	訓練名等具体的内容	前年度 実施日	現年度 実施日
業務継続 計画関係			
感染症予 防まん延防 止関係			
その他(記 載してくだ さい)			
その他(記 載してくだ さい)			

7 防災訓練(避難訓練)

区分	具体的内容(※)	前年度 実施日	現年度 実施日
防災訓練 (避難訓 練)			

※昼間訓練、夜間訓練、夜間想定訓練等を記載してください。

第5 変更の届出等

※介護予防についても、特段の注記がない限り、文中の「短期入所生活介護」を「介護予防短期入所生活介護」に読み替えて点検してください。

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要
1 変更、再開の届出	(1) 次のいずれかの事項に変更があったときは、事前の確認を要するため、変更日の2週間前までにその旨を前橋市長に届け出ているか。 ① 事業所の所在地（出張所を含む） ② 事業所の建物の構造、専用区画等（平面図） ③ 定員	()	[法]第75条、第115条の5 [規]第131条、第140条の22 ・前橋市ホームページ「介護保険事業者（居宅・施設サービス）の変更届」
	(2) 指定を受けた事業所について、次のいずれかの事項に変更があったとき又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を前橋市長に届け出ているか。 ① 事業所の名称、電話、FAX ② 申請者の名称、主たる事務所の所在地、電話、FAX ③ 申請者の代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ④ 登記事項証明書又は条例等（当該指定短期入所生活介護事業に関するものに限る。） ⑤ 事業実施形態（特養の空床利用型、併設型の別） ⑥ 利用者の推定数 ⑦ 事業所の管理者の氏名、生年月日、及び住所 ⑧ 運営規程 ⑨ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容	()	[法]第75条、第115条の5 [規]第131条、第140条の22
2 廃止、休止の届出	1 当該指定短期入所生活介護事業所を廃止又は休止するときは、廃止、休止の日の1月前までに、その旨を市長に届け出ているか。 ① 廃止又は休止しようとする年月日 ② 廃止又は休止しようとする理由 ③ 現に指定短期入所生活介護サービスを受けている者に対する措置 ④ 休止の場合は、休止の予定期間	()	[法]第75条、第115条の5 [規]第131条、第140条の22
3 介護給付費算定に係る体制等に関する届出	(1) 届出に係る加算等については、届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始するものとしているか。	()	[留] 第1-1(2) 《留》第1-1(6)
	(2) 事業所の体制等が、加算等の要件を満たさなくなった場合は、その旨を速やかに届け出ているか。 （加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできない。）	()	[留] 第1-5 《留》第1-5

第6 介護給付費関係

介護報酬の請求に当たっては、報酬告示、留意事項通知、関係するQ&A等をご確認のうえ、算定要件を満たしていることをご確認ください。